

平成

二十七年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第一号)

平成二十七年九月七日(月曜日)

議事日程(第一号)

平成二十七年九月七日 午前十時開議

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期決定の件

第三 市政の報告と提出議案の説明

第四 教育委員会の点検評価報告

第五 五條市及び五條市教育委員会に対する後援依頼に関する事項の検査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

四番	三番	二番	一番
宗部	牧野	平岡	養田
康	雅	清	全
寛	一	司	康

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太 紀
副市長	内 吉
教育長	堀 起
教育委員長	伸 明
理事（総務部長）	和 宏
市長公室長	山 彦
危機管理監	塚 勝
すこやか市民部長	本 修
あんしん福祉部長	次 裕
産業環境部長	河 康
	辻 信

五番	吉 田
六番	窪 佳
七番	岩 本
八番	福 塚
九番	山 口
十番	吉 田
十一番	益 田
十二番	大 谷

雄 博 範 司 実 孝 秀 正

事務局職員出席者

都市整備部長	田 中 稔
教育部長	近 井 稔
西吉野支所長	山 本 利 恵
大塔支所長	泉 谷 進 子
水道局長	河 田 博 幸
会計管理者	西 尾 佳 子
秘書課長	西 峯 久 美
企画政策課長	水 本 俊 明
財政課長	和 田 剛 明
土地開発公社事務局長	上 田 幸 則
事務局長	竹 本 勝 治
事務局次長	久 保 雅 彦
事務局係長	辰 巳 大 輔
事務局主任	片 山 仁 美
速記者	柳 ケ 瀬 五 美

午前十時零分開会

○議長（窪 佳秀）ただいまから、平成二十七年五條市議会第三回九月定例会を開会いたします。

本日、平成二十七年五條市議会第三回九月定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かと御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、平成二十六年度五條市各会計決算認定を始め、多数の重要議案が提出されておりますので、各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。

会議記録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。
会議に入ります前に、紀伊半島大水害から四年を迎え、お亡くなりになられた方々の御冥福と行方不明者の一日も早い発見並びに被災地の一日も早い復興を祈念し、一分間の黙とうをささげたいと思います。

議場内の皆様、御起立をお願いいたします。

(議場内起立)

○議長(窪 佳秀) 黙とう。

(黙とう)

○議長(窪 佳秀) 黙とうを終わります。

御着席ください。

御協力ありがとうございました。

○議長(窪 佳秀) ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長(太田好紀) 改めまして皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成二十七年五條市議会第三定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御健勝にて御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、平素は市政の発展と市民生活の向上に精力的に御活躍をいただいておりますことに対し、衷心より敬意を表するものであります。

今年もゲリラ豪雨等集中豪雨や火山の噴火、台風等による自然災害が全国各地で多発しています。長崎県では五十年に一度の記録的な大雨

を観測し、桜島では火山活動の活発化により避難準備まで警戒レベルが引き上げられました。また先般の台風十一号及び十五号により西日本を中心に多くの被害がもたらされています。被災されました皆様方には心からお見舞いを申し上げます。

さて、本市におきましては、未曾有の被害がもたらされた紀伊半島大水害から四年が経過をいたしました。今なお、四名の方々の行方が未確認となっており、なんとか発見したいという思いで、本年も八月三十日に県警本部・五條消防署・消防団等による一斉捜索が行われたところであります。

被災以降、国・県におきましては、懸命な被災地の復旧復興事業の推進に努めていただき、大変感謝をいたしております。

市といたしましても、今後とも五條市大塔町災害復旧復興計画に基づき、復興に向けた取組を加速し、地域づくりを含む一日も早い被災地の復興を成し遂げるとともに、災害の記憶と教訓を風化させることなく、自然と共生した災害に強いふるさと作りを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては何とぞ御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位におかれましては健康に御留意され、ますます御活躍賜りますことをお願いいたしまして、平素のお礼と開会の御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（竹本勝治）命により、私から御報告を申し上げます。

まず、全国市議会議長会でございます。

去る、六月十七日に東京都におきまして、第九十一回定期総会が開催されました。

開会式では、会長の横浜市会佐藤議長の開会挨拶の後、来賓の安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長及び総務大臣代理二之湯総務副大臣並びに石破地方創生大臣からの祝辞と地方五団体からの祝電披露がありました。

続いて会長選任では、役員選考委員による選考が行われ、第六十一代会長に香川県高松市議会岡下議長が満場一致で選任され、就任挨拶と前会長の退任挨拶がありました。

続いて、二千二百九名の永年勤続者の表彰がありました。

その後、会議に入り、一般事務及び会計報告並びに地方行政委員会ほか六委員会の委員長から報告があり、それぞれ了承され、議案審議では、各部会提出議案二十五件並びに会長提出議案四件が審議され、それぞれ原案のとおり可決されました。

続いての役員改選では、副会長及び監事の選任、また、部会長・理事・評議員及び各委員会の委員につきましては、各部会からの推薦に基づく選任が行われました。

また、顧問には会長経験者の国会議員が、相談役には正副会長経験者及び政令指定都市議会議長の二十四名にそれぞれ委嘱されました。閉会式では、五百十三名の前年度役員に感謝状が贈られ、当市から、窪佳秀議長及び益田吉博議員に授与され、先の六月定例会におきまして御紹介させていただいております。

最後に、会長の岡下高松市議会議長の閉会挨拶により定期総会は終了いたしました。

総会終了後、引き続き、全国市議会議長会の各委員会合同による会議が行われ、五條市議会窪議長が全国市議会議長会建設運輸委員会の委員に就任いたしました。

続いて、各委員会正副委員長の選任が行われ、建設運輸委員会委員長に福島県会津若松市議会戸川議長が選任され、会議は終了いたしました。

次に、全国森林環境税創設促進議員連盟でございます。

去る、七月十六日に新潟県村上市におきまして、全国森林環境税創設促進議員連盟第二十二回定期総会が開催されました。

初めに、会長の新潟県村上市議会板垣議長の開会挨拶並びに村上市高橋市長の歓迎挨拶の後、長年本会運営に御尽力いただいた役員に感謝状が贈られました。

続いて、来賓各位の祝辞及び祝電の披露があり、議長選出後、議事に入りました。

議事では、平成二十六年事業経過報告及び決算報告並びに会計監査報告があり、それぞれについて了承並びに認定されました。

続いて、平成二十七年事業計画案及び予算案について審議が行われ、いずれも原案のとおり可決され、その後、本会の大会宣言が満場一致で採択されました。その後、記念講演が行われ、次期総会開催市であります岐阜県高山市議会中田議長から閉会の挨拶があり、総会は終了いたしました。

次に、全国市議会議長会建設運輸委員会でございます。去る七月三十日に東京都におきまして、第百五十三回建設運輸委員会が開催されま

した。

開会式では、委員長の会津若松市議会戸川議長の挨拶があり、国土交通省及び内閣府から「国土交通行政及び災害対策について」の説明を受けた後、事務局から総会後の活動報告があり了承されました。

続いて、協議に入り、建設運輸委員会から提出する要望書案について、また、今後の委員会運営について協議され、いずれも原案どおり承認され、委員会は終了いたしました。

次に、奈良県市議会議長会でございます。

去る、八月六日橿原市におきまして、平成二十七年第二回奈良県市議会議長会が開催されました。

初めに、会長の大和郡山市議会遊田議長の挨拶があり、続いて、第一回奈良県市議会議長会終了後に就任されました奈良市議会正副議長の紹介がありました。

会議では、前回の議長会以降の事務報告並びに会議出席報告及び奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の結果報告があり、それぞれ了承されました。

続いて、今後の議長会の運営及び奈良県知事へ要望する提出議案について協議が行われ、いずれも原案どおり了承され、会議を閉会いたしました。

次に、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、監査委員から、一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の五月分から七月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

なお、会議資料及び監査資料等につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻、御清覧いただきたいと思います。

以上を御報告申し上げます、諸般の報告といたします。

○議長（窪 佳秀） 以上で諸般の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀） 次に、南和広域医療組合の議会の報告があります。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司） 議長から発言の許可をいただきましたので、去る七月十日金曜日午後二時零分から、大淀町役場委員会室において開催され

ました南和広域医療組合議会平成二十七年第一回臨時会の報告をいたします。

まず、管理者の荒井正吾奈良県知事から先の統一地方選挙後、最初の臨時招集の挨拶があり、会議では開会宣言に引き続き、仮議席の指定及び議長選挙が指名推選で行われ、県議会議員選出の秋本登志嗣議員が議長に推薦されました。

その後、議席の指定及び会議録署名議員の指名に続き、会期を一日間と決定し、次に病院建設運営委員会委員及び委員長を選任を行った後、新たに副管理者として天川村及び下北山村の各村長の就任報告などの諸報告が行われました。

議案審議では、平成二十六年南和広域医療組合一般会計補正予算の専決処分報告を承認し、平成二十六年南和広域医療組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告も併せて受理されました。また南和広域医療組合病院事業の設置等に関する条例の制定及び平成二十七年南和広域医療組合一般会計補正予算（第一号）の二議案及び物品売買契約の締結についての四議案の以上六議案につきましては、慎重審議を期するとして病院建設運営委員会に付託され、慎重審査を経て全委員一致で可決したこと及び（仮称）五條診療所の設置について並びに南和広域医療組合のシンボルマークについて理事者側から報告があったことなど、委員長報告があり、委員会に付託された六議案について本会議で採決を行った結果、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、病院建設運営委員会の閉会中の継続審議についての申出を可決し、最後に監査委員の選任同意についてを追加議案とし、採決の結果同意され本臨時会は閉会いたしました。

以上、概要を申し上げまして、南和広域医療組合議会平成二十七年第一回臨時会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）以上で、南和広域医療組合の議会の報告を終わります。

続いて、奈良県広域消防組合の議会の報告があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）議長から発言の許可をいただきましたので、去る七月三十日木曜日、午後二時三十分から、かしはら安心パークにおいて開催されました奈良県広域消防組合第一回臨時会の報告をいたします。

本臨時会では、まず、仮議席の指定が行われ、臨時議長が指名された後、議会議長の選挙が行われ、指名推選により大和郡山市の大垣良夫議員が議会議長に選任されました。

続いて、議会副議長の選挙が行われ、指名推選により、平群町の下中一郎議員が副議長に選任された後、議席の指定が行われました。次に、本臨時会の会期を一日間とすることが決定され、会議録署名議員の指名に続き、管理者の榎原市長から管理者行政報告が行われました。

続いて、損害賠償の額の決定の専決処分の報告及び平成二十六年度奈良県広域消防組合葛城消防事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、二件の報告議案がありました。

次に、議案審議に入り、財産の取得として高規格救急車五台、水槽付き消防ポンプ自動車二台及び消防ポンプ自動車二台を購入する五議案を一括議題とし、また同じく、桜井署消防庁舎の購入議案について、それぞれ提案説明の後、慎重審議を経て採決の結果、全員の一致をもってそれぞれ原案のとおり可決されました。

最後に、監査委員の選任について同意が求められ、全員一致をもって宇陀市の山本裕樹議員が監査委員に選任されました。

以上、概要を申し上げまして奈良県広域消防組合議会の第一回臨時会の報告といたします。

○議長（窪 佳秀） 以上で、奈良県広域消防組合の議会の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀） この際、御報告申し上げます。

先の平成二十七年五條市議会第二回六月定例会以降の閉会中、会議規則第百六十七条第一項ただし書の規定により、議員の派遣を決定しておりますが、詳細につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては事務局で保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（窪 佳秀） 本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（窪 佳秀） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

四番	宗 部 康 寛	議員
五番	吉 田 正	議員
七番	岩 本 孝	議員

以上、三名の方をお願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る八月三十一日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げたとおり、本日から三十日までの二十四日間といたしたいと思いますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって会期は本日から三十日までの二十四日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げましたとおりであります。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第三、市政の報告と提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） それでは、本年六月から今日までの市政の概要について御報告申し上げ、議会を始め市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

各部の所管事業ごとに御報告申し上げます。

初めに、市長公室の事業についてであります。

職員の採用については、中長期的展望に立って職員の募集を行い、本年十月から採用すべく、社会人経験者を対象に土木建築の技術職の募集をし、第一次試験及び第二次試験を経て、八月五日に四名の方に採用通知をお送りいたしました。

また、平成二十八年度採用については、事務職、技術職、精神保健福祉士、管理栄養士及び保育士の募集を行いました。大学又は短大卒業は、十月上旬を、高校卒業及び専門職は、本年十一月上旬を目途に合格者の発表を予定いたしております。

なお、今年度初めて身体障害者の方を対象に事務職一名を募集いたしました。応募はありませんでした。

次に、総合教育会議についての取組であります。

本年四月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。

その改正ポイントの一つとして、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、市長と教育委員会が協議を行う場として、全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することとされ、これを受けて七月に第一回五條市総合教育会議を開催したところであります。

会議は市長が招集し、構成員は市長と教育委員会であります。

今後、教育委員会と共に五條市の教育の発展に向けた施策等について協議・調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、まち・ひと・しごと創生についての取組であります。

本年二月に国から示された地域消費喚起・生活支援及び地方創生に係る先行型事業実施のための「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、市外から本市へ移住するきっかけとなる取組や、新婚世帯に対する住宅取得の際の助成制度を実施するなど、鋭意取組を進めているところであります。

また、本年度に「五條市版総合戦略」の策定を行うにあたり、幅広く意見を聴取するため、「五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇話会」を設置し、本年七月に第一回懇話会を開催いたしました。今後も国が進めている地方創生の制度を最大限に活用し、魅力ある元気なまちづくりに向けた取組に努めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税についての取組であります。

昨年中のふるさと納税は、九件二十四万円でありましたが、寄附者に対するお礼として、五條市の特産品や市内で楽しめる体験型ギフト等を贈呈する事業を本年七月から開始いたしましたところ、大変好評で、八月十二日現在、九百二十三件、金額にして九百六十四万五千円の御寄附をいただいております。

この事業は、寄附の推進を図ることはもとより、事業者にとりましてもPRや販路拡大の絶好の機会であることから、地元産業の活性化に

も大いに資することが期待されます。この事業を更に推進することにより、五條の魅力を全国にアピールして五條ブランドの定着を図るとともに、活力あふれるまちづくりへとつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、危機統括室の事業について申し上げます。

初めに、本市の防災についてであります。

あらゆる災害への備えとして、これまで全国各地の自治体と災害時の応援協定を結んでまいりましたが、新たに、六月二十三日に、五條市の柿を御縁として、北海道函館市と災害時相互応援協定を締結いたしました。これにより、本市が協定を締結した自治体は、全国で十八自治体となりました。

また、七月十六日から十八日にかけて近畿地方に接近した台風十一号は、平成二十三年に紀伊半島大水害を引き起こした台風と進路が似ていたため心配をいたしました。が、小規模な崩落などが発生したものの、幸いにも人的被害や大規模な崩落などの災害は発生しませんでした。

消防団を始め関係各部署の皆様には、災害対策などに取り組んでいただきましたことに、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

次に、七月四日に実施いたしました平成二十七年五條市総合防災訓練は、陸上自衛隊を始め、国、県、警察、消防のほか、四地区の自主防災会など二十五の関係機関、団体から約五百人の参加をいただき、昨年まで実施していた展示型訓練と併せて、新たに住民参加型の訓練にも取り組み、災害時における『自助』、『共助』の重要性について認識していただきました。

次に、生活安全につきましては、六月二十四日に五條警察署、五條市消防団との行方不明者等の捜索に関する覚書を締結いたしました。これは、高齢者などの行方不明事故が発生した際に、五條警察署からの要請に基づいて、市と消防団が連携して行方不明者を早期に見出し、人身の安全を図ることを目的に締結したものであります。

また、六月議会で御承認をいただきましたドライブレコーダー導入促進に向けた補助金事業につきましては、八月一日に施行し、十日までに予定していた五十件に達しましたので、募集を締め切り、補助金を交付いたしました。今後は、更に五條警察と連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、来る九月二十一日から三十日までの十日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。本市におきましては、春に、交通事故で一人の尊い命を失っており、死亡事故撲滅のため、今後におきましても五條警察署を始め各種関係団体と連携し、努力してまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地誘致についてであります。

御承知のとおり、平成二十七年度の政府予算において「奈良県における自衛隊の展開基盤の確保に係る調査業務」についての経費として、約四百万円が計上されております。また、先般、ヘリポートの調査候補地として「阿田峯公園南西台地地区」と「ブレイディアゴルフ地区」の二箇所に絞り込まれたところであり、今後、国と県により調査が予定されております。

また、七月十六日には、知事と共に防衛省において陸上自衛隊駐屯地の配置要望を行い、防衛大臣と陸上幕僚長に対し、引き続き平成二十八年度の政府予算に反映されるよう要望してまいりました。

次に、消防事務についてであります。

五條市消防団は、七月四日に実施した本市の防災訓練を始め常備消防との合同水難訓練や方面隊訓練を実施し、市民の生命及び財産を守るための訓練に取り組んでおります。

また、平成二十三年の紀伊半島大水害に伴いまだ行方不明となっている方々の一斉搜索活動を、八月三十日に実施いたしました。

装備品の整備といたしましては、本年度導入予定の消防ポンプ自動車の入札を六月二十四日に行い、また八月五日には、平成二十五年度から三箇年計画で導入を行ってきた消防活動二輪車の配備式を行いましたので、これをもって全分団への配備が完了したことになります。

続きまして、すこやか市民部の事業について申し上げます。

人権・同和問題に関する啓発推進事業についてありますが、私たちの身近に存在する人権問題を一人一人が認識し、お互いの立場を尊重しながら日々生活することの大切さを理解し、人権意識の向上につなげていくよう啓発推進に取り組んでいるところであります。

毎月十一日の「人権を確かめあう日」には、市役所窓口での啓発物品の配布やJR五条駅での街頭啓発活動を行っております。

特に、七月は「差別をなくす強調月間」であり、七月十一日には「第四十四回差別をなくす市民集会」を開催し、女性歌手デュオのペペさんを講師にお迎えして、人権トークとコンサートを通じて市民の皆様の人権意識の高揚を図りました。

今後も、市民の皆様と連携を図りながら「人権尊重のまちづくり」を目指して啓発活動に取り組んでまいります。

続きまして、あんしん福祉部の事業について申し上げます。

社会福祉につきましては、昨年度に引き続き「臨時福祉給付金」の申請の受付を九月から開始し、十月下旬から一人当たり六千円の給付金を支給することができるよう事務を進めているところであります。

また、戦後七十年に当たり、戦没者の遺族に一層の弔慰を表するため、特別弔慰金を継続支給することとなったことから、「戦没者等の遺

族に対する特別弔慰金請求手続き」が始まっており、七月から八月にかけて市内二十一箇所において説明会を開催するなど、請求手続きをしているところでもあります。

次に、児童福祉につきましては、子育てする保護者を支援するため、市内で行われている『子育て支援』の紹介を目的として「五條の子育てガイド」を作成いたしました。

このガイドは、児童福祉課の窓口や保健福祉センターの乳幼児相談などで配布しております。

続きまして、産業環境部の事業について申し上げます。

初めに、農林行政の取組についてであります。

平地から山間部にかけての傾斜地が多い本市においては、平成十二年度から中山間地域直接支払制度による農業支援策が行われており、第四期対策では昨年度を超える数の集落が協定を締結しております。

また、農業・農村における多面的機能の発揮のために、地域活動や営農の継続等に対して支援を行う多面的機能支払交付金事業については、市内二十八集落が協定を締結し、地域の協同活動を行っているところであります。

また、林業振興対策につきましては、間伐の促進及び間伐材の搬出促進を図るために、施業放置林整備事業・美しい森林基盤整備事業及び県産材生産促進事業に取り組んでおり、林道整備の促進や災害復旧など、本市の面積の七割以上を占める広大な森林の保全と活用の促進に力を注いでいるところであります。

有害鳥獣対策につきましては、農作物が鳥獣被害を受けることで農家の営農意欲が低下し、耕作放棄地が増大することが更なる被害につながる悪循環を生じさせていることから、農家の悲痛な思いを軽減し農業への意欲を保つために、本市におきましては「捕獲強化」及び「防除対策の促進」を主軸として、今後も有害鳥獣の対策に全力を注いでまいります。

なお、食肉加工施設につきましては、平成二十七年三月に施設の建物が完成し、十月からの運用に向け、進入路等の整備を進めてまいりました。食肉加工に必要な備品等の納入を終えて保健所の検査を受け、製品の規格や販売価格等の詳細、販売先の検討を運営委員会において進めており、業務に従事する臨時職員を二名雇用し、安全な食肉加工と運営についての準備を整えているところであります。

柿振興につきましては、日本一の柿のまちのイメージを高め、柿の消費拡大を図るために、活発なPR活動を進めているところであります。生産量日本一を誇る奈良県産「ハウス柿」の出荷が七月から始まったのに合わせ、新聞やラジオ、テレビ等へ生産者の皆様に御出演をいた

くなど、より効果的なPRに努め、本格的な柿の季節に向けた積極的な販売促進策を進めているところであります。

また、昨年も行いました首相官邸への表敬訪問や、東京都の大田市場でのPRを予定しているほか、奈良県が東京都に設置しております「奈良まほろば館」における柿のPRなどをおして、首都圏への柿の販売促進活動を予定しており、先般本市と災害時相互応援協定を締結いたしました函館市におきましても柿のPRを行う予定であります。

次に、企業誘致の取組についてであります。

企業誘致を進めている「南大和テクノタウン」いわゆる北宇智工業団地につきましては、昨年立地を決定した二社がそれぞれ操業を開始したところであり、引き続き奈良県や関係機関と連携しながら、京奈和自動車道の整備を大きなチャンスと捉え、この地域に関心を示している会社への誘致活動に取り組んでまいります。

次に、商工振興の取組についてであります。

「五條市プレミアム商品券活用事業」として、商品券の発行・利用に向けた業務を、福祉施策とも連動しながら、五條市商工会との連携により進めてまいりましたところ、商品券を利用できる店舗についても、約三百店舗から申込をいただき、登録を行いました。

次に、観光行政の取組についてであります。

六月二十八日には、「音楽で、奈良を元気に！」をスローガンに、南和地域の拠点である五條市において「ムジークフェストなら二〇一五加羽沢美濃×十二人のヴァイオリニスト in 五條」を開催いたしました。当日は、市内外から一千二百人を超える観客が来場し、県内における文化・芸術の振興を始め、本事業を通して、五條市の観光誘客や経済促進を図りました。

また、八月十五日には、第四十四回「吉野川祭り」を、市民の皆様や企業、関係団体などから温かい御理解、御協力を賜り、市内外から実に八万人以上もの皆様にお越しいただき、盛大に開催することができました。

奈良県内で最も素晴らしい花火大会として人気を集め、年々観覧客が増えつつあるこの行事を無事終了することができましたことに、実行委員会を始め関係各位に、心から感謝を申し上げる次第であります。

なお、今年は、泉大津市からはタオルなどの「日本一」と銘打つ特産品の出展、また八尾市からは市長に参加していただき、吉野川祭りを大いに盛り上げていただきました。

八月二十五日には、JR大阪駅の大阪ステーションシティ「時空の広場」において、帝塚山大学との連携による「大阪ステーションシティ

サマリーイベント二〇一五」を開催し、五條市をPRすることができました。

続きまして、都市整備部の事業について申し上げます。

初めに、建設課の取組についてであります。

本年七月に発生した台風十一号により被災した西吉野地区内の道路四箇所につきましては、国の災害復旧事業の採択に向け進めているところであります。

また、通学路の安全対策事業につきましては、北宇智小学校区、五條東中学校区及び野原小・中学校区の対策工事を実施していく予定であります。

また、道路新設改良の市道西阿田阿太峯線及び大津相谷線につきましては、ルート決定を行うため、委託業務を発注し作業を進めているところであります。

次に、既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修事業につきましては、「広報五條」六月号と八月号において希望者を募集し、事業を進めております。今後も本事業を積極的に推進し、大規模地震に備えた安全な地域づくりを目指します。

次に、まちづくり推進課の取組についてであります。

京奈和自動車道は、五條市域についても五條北ランプ橋出屋敷高架橋上部工事が始まり、大和御所道路区間全線は、平成二十八年度中に供用開始されることが国土交通省から発表されております。

また、まちづくりの推進につきましては、本年二月に奈良県とのまちづくり包括協定を締結し、今年度において、五條病院周辺地区と五條中心市街地地区のまちづくり基本構想策定業者を選定し、基本協定に向けて鋭意努力しております。

人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代が安心して生活できるよう、持続可能な都市経営をすることが大きな課題になってきております。このような中、医療、福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者を始めとする住民が公共交通によりこれらの施設等にアクセスできるなど、都市構造の見直しを進めなければなりません。国からはこのような方針が示されましたので、本市においても本年六月から立地適正化計画の策定を始めたところであります。

次に、公園緑地課の取組についてであります。

（仮称）五條総合体育館建設工事につきましては、本年五月一日から開始いたしました建物の基礎となる「場所打ちコンクリート杭地業」

を、六月十五日に完成いたしました。

また、工事を進める中で楊重の要となる「定置式（タワー）クレーン」の設置は七月八日に完了し、建物を工区分けして、順次、基礎・躯体工事へと効率良く進めております。

また、今年も休止いたしました「上野公園市民プール」の暫定措置といたしまして、「橋本市運動公園プール」の利用券を、本庁を始め上野公園と中央公園の三箇所で販売し、市民の皆様に御利用いただきました。

次に、下水道事業についてであります。

下水道事業につきましては、生活環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水域の保全に資することを目的に事業を進めております。

公共下水道工事につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、本市の主要道路であります国道二四号歩道設置事業の進捗に対応して、二見地区の一部で設計が完了し、順次工事が施工できるよう準備を進めております。また、野原地区におきましても発注を予定しております。今後も、狭あいな道路や低位置にある住宅地域での整備を進めるため、効率的な計画を立て、下水道の普及に取り組んでまいります。

続きまして、水道局の事業について申し上げます。

初めに、上水道事業についてであります。

水道水の供給につきましては、受益者負担を原則に、市民の生活様式の変化に対応しながら、安全かつ安定的に低廉な水道水を供給できるよう努めているところであります。

次に、簡易水道事業につきましては、継続事業であります宗桧上地区統合簡易水道整備事業は、本年十月に第二期工事の着手を予定しております。また、宇井地区水道未普及地域解消事業は、第六期工事として本年七月に工事着手を行いました。

最後に、教育行政について申し上げます。

初めに、小・中学校の適正化についてであります。

本年度、五條市学校適正化検討委員会では、本市の子供たちにとつての「好ましい教育環境」の実現に向けた審議を進めるにあたり、市内の小・中学校の教職員を対象に「五條市の学校教育に関するアンケート調査」を実施いたしました。

検討委員会では、今回のアンケート結果と昨年実施した保護者を対象としたアンケート結果を参考に、将来にわたる五條市教育の方向性について審議をいただいているところであります。

また、北海道余市町で実施されている五條高等学校賀名生分校の農業実習が五十年を迎えるにあたり、本年七月十二日に、同町内で北海道現場実習五十周年記念交流会が開催されました。交流会には、本年度の実習生とこれまでの卒業生、長年実習を受け入れていただいております余市町の受け入れ農家、教職員、五條市と余市町の関係者ら約八十名が参加し、交流を深めました。

次に、学校教育についてであります。

教育委員会では、本年度から市内教職員の授業力向上を中心に、資質・能力の向上を目指した「教師塾」を、大学の教員等を講師に招いて年間を通じ実施することといたしました。本年度は、八月五日と八月二十五日を含め六回の予定で計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に、八月末には、本年度四月に実施した全国学力・学習状況調査の結果が明らかとなりました。市内の各小・中学校では、授業改善への取組、読書活動の活性化、家庭学習の定着に向けた取組等、既に児童・生徒の実態を踏まえた具体的な取組が進められていますが、今回の結果を詳細に分析するとともに、これまでの取組の成果と課題を検証し、児童・生徒の学力の向上に向け、一層取り組んでまいりたいと考えております。

また、七月二十九日には、県の予選会を勝ち進み近畿中学校総合体育大会・全国中学校柔道大会に出場することとなった五條東中学校野球部及び柔道部並びに西吉野中学校卓球部の選手に対する壮行会を実施いたしました。

次に、生涯学習の事業についてであります。

本年度、第四十八回奈良県人権教育推進協議会研究大会が、十月三十一日に中央体育館をメイン会場として開催されます。大会成功に向け、現地実行委員会を中心に準備が進められているところであります。

次に、文化財事業についてであります。

五條新町地区には、江戸時代から昭和時代戦前にかけての木造家屋が多く立ち並び、歴史的景観を醸し出しておりますが、一旦火災が発生すると被害が広範囲に及ぶ恐れがあることから、平成二十五年度に地区の防災計画を策定し、本年度から地区内四十箇所に「街角消火器」を設置し、防火対策を講じているところであります。

次に、青少年の健全育成についてであります。

本年六月一日から、自転車の道路交通法改正に伴い十四才以上に罰則が科せられるなど、自転車の安全運転について対策が講じられたこと

ろであります。

このため、五條警察署と五條地方明るいまづくり対策協議会の協賛で作成したパンフレット「自転車の交通ルールハンドブック」を五條市生徒指導研究協議会に贈呈し、市内の小・中学生に配布し、正しい自転車の乗り方について指導を図ったところであります。

また、八月二十日の教育相談研修会には、なら情報セキュリティ総合研究所から講師を招いて、最新のスマートフォンやインターネットのトラブル等の事例と対策についての講演を実施し、保護者や教職員への啓発を図ったところであります。

市政の報告は、以上であります。

続きまして、本定例会に提出いたします諸議案について御説明申し上げます。

まず、報第十八号 専決処分報告、承認を求めること（平成二十七年五條市一般会計補正予算（第二号））につきましては、歳入歳出それぞれ七百二十五万円を追加し、総額二百一億三千六百万円とするもので、補正の内容は、本年七月発生の台風十一号災害に係る災害対策補助金百二十五万円及び道路災害復旧費六百万円の追加であり、これらの財源につきましては、市債を見込みまして、補正予算を編成した次第であります。なお、本件は、災害に係る補助金の交付及び市道の崩土等撤去に特に緊急を要したため専決処分をしたので報告し、承認を求める次第であります。

次に、議第四十九号 五條市個人情報保護条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十号 職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十一号 五條市手数料徴収条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードに係る規定を加え、住民基本台帳カードに係る規定を削るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十二号 五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の一部改正につきましては、公の施設として位置付けられている越替町集会所を普通財産とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十三号 五條市過疎地域自立促進計画の一部変更につきましては、事業内容の追加により、計画の変更を要するもので

あります。

次に、議第五十四号 平成二十七年五條市一般会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ一億二千七百七十九万五千円を追加し、総額二百二億五千八百八十五万五千円とするもので、補正の主な内容としたしましては、土地借上料の追加分として五十五万六千円、鳥獣被害緊急対策事業に掛かる金網柵等材料費として四千二百五万七千円、道路災害復旧事業費として三千二百三十五万円等の追加であり、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第五十五号 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ一千百九十六万七千円を追加し、総額五十二億一千二百九十六万七千円とするもので、補正の内容は、前年度療養給付費交付金の返還金一千百九十六万七千円を追加するものであり、これらの財源につきましては、繰越金を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、議第五十六号 平成二十七年五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出それぞれ八百五十八万三千円を追加し、総額三十八億三千八万三千円とするもので、補正の内容は、介護保険財政調整基金への積立金四千五百八十万七千円及び前年度国庫支出金等の返還金三千五百七十七万六千円を追加するものであり、これらの財源につきましては、繰越金等を見込みまして補正予算を編成した次第であります。

次に、認第一号から認第十号につきましては、平成二十六年度の五條市一般会計、各特別会計及び五條市水道事業会計の歳入歳出決算の認定を求めるものであります。

次に、同第四号 五條市監査委員の任命につきましては、監査委員のうち、識見を有する者のうちから選任されている川元憲釋委員の任期が、平成二十七年九月三十日をもって満了するため、その後任の同意を求めるものであります。

次に、同第五号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、井本哲晃委員の任期が、平成二十七年九月二十九日をもって満了するため、その後任の同意を求めるものであります。

次に、同第六号から同第十二号までの五條市政治倫理審査会委員の委嘱につきましては、五條市政治倫理審査会委員の任期が、平成二十七年九月三十日をもって満了するため、その後任の委員を委嘱するため、議会の同意を求めるものであります。

次に、推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、亀谷璋委員、片山邦彦委員の任期が、平成二十七年九月三十日をもって、辰巳清史委員の任期が、平成二十七年十二月三十一日をもって満了するため、その後任を推薦し、議会の意見を求める

ものであります。

以上が市政の報告と、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、何とぞ御議決、御認定、御承認等いただきますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 市政の報告と提出議案の説明が終わりました。

次に、日程第四、教育委員会の点検評価報告を求めます。寒川五條市教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 寒川英明登壇〕

○教育委員長（寒川英明） 失礼いたします。

ただいま議長の許可を得ましたので、報告させていただきます。

平成二十七年五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第二十六条第一項に基づき、教育委員会は、毎年度その教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民への説明の責任を果たすため、公表することが義務付けられております。

よって、五條市教育委員会では、法の定めにより、平成二十七年五條市教育委員会の権限に属する活動状況と評価、主要施策の点検評価を、平成二十六年度を対象に、別冊の報告書に取りまとめました。

また、事務の点検及び評価を行うに当たっては、法の定めにより、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図り、より客観性・公平性のある点検・評価となることを目指して、学識経験者に点検評価委員として参加いただき、それを意見書にまとめています。

その意見書におきましては、教育プランを策定して各課の目標を明確にし、ハード事業を着々と進める一方、将来を見据えた教育体制の構築に向けた取組、特色のある学校づくりや学力向上の推進、あるいは住民ニーズに沿ったイベントの実施、文化の保存と振興、さらに子供へのきめ細かなサポートの充実など、時代と社会に適合した教育行政の取組を評価いただいたところです。

主要施策評価の評価対象は、平成二十五年三月に策定した五條市教育振興基本計画に掲げられた六施策としております。

詳細につきましては、別冊の平成二十七年五條市報告書に記載し、お手元にお配りさせていただいておりますので、後刻、御清覧をお願い申し

上げます。

最後に、教育の分野は、学校教育、生涯学習、文化財等、多岐にわたっておりませんが、今後、これらの点検・評価を適切に行い、教育行政の更なる推進や改善に努め、各教育現場との協力体制の強化を図り、教育効果をさらに高めることを期して、報告を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 報告が終わりました。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第五、五條市及び五條市教育委員会に対する後援依頼に関する事項の検査についてを議題といたします。

本件につきましては、総務文教常任委員会委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会吉田 正委員長。

○総務文教常任委員長（吉田 正） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました五條市及び五條市教育委員会に対する後援依頼に関する事項につきまして、総務文教常任委員会における検査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、今回の検査をするに至った経緯について御説明申し上げます。

本年の第二回六月定例会において、地方自治法第九十八条第一項の規定による事務の検査を当委員会に委任する決議が可決されました。決議の趣旨としては、平成二十七年六月二十日に開催された第一回五條未来の会杯兼第十六回ろうきん杯学童軟式野球大会五條支部予選に対する五條市並びに五條市教育委員会が後援をした基準、経緯経過について検査を求めるというもので、当委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限が委任されました。

それでは、平成二十七年七月二十三日に開催いたしました当委員会における検査の概要について御報告申し上げます。

まず、検査に入る前に、地方自治法第九十八条第一項に規定されている議会の検査権について再確認し、去る七月十五日に議長から当局に対して検査対象である書類の提出を求め、これに基づき委員会として検査を行いました。

初めに、提出された書類について、まず市長部局から「当該後援依頼については、六月四日に申請があり六月五日に後援名義使用承認をしたものであるが、要綱等は定めていない。」との説明がありました。

続いて、教育委員会から「六月四日に後援依頼があり、同日付けで後援名義使用承認をしたものであるが、当時は要綱等は定めていなかったが、五條市教育委員会後援等名義取扱要綱を定め七月一日から運用している。」との説明がありました。

説明後、委員から、どのような団体を適当として後援するのかただしたのに対し、「教育委員会が趣旨や目的等がふさわしいと認めた団体

である。」「との答弁がありました。また、大会等の安全管理等のチェック態勢についてただしたのに対し、「大会の要綱等でチェックはしているが、実施については主催者の責任において主催者に任せている。」「との答弁があり、委員から、市等が後援することで市民は信頼して参加することもあるので、安全対策も確認する必要があるとの意見がありました。

次に、要綱に書かれている後援依頼に必要な書類の検査についてただしたのに対し、「この要綱は七月一日から取扱いが開始されたものであり、当該申請時には提出を求めている。そのような状況であったので要綱を制定したものである。」「との答弁がありました。委員から、過去に別の後援依頼をしたときには必要書類を提出するように言われ、教育委員会で諮らなければ後援をしてもらえなかったが、今回六月四日に受付をして同日で後援名義使用承認を出していることについてただしたのに対し、「今までは要綱がなく、従来から毎年後援をしている団体については、団体との関係の中から慣例で後援をしてきた。また、新たな後援依頼の申請に対しては、審査をした上で教育委員会に諮り後援の承認をしてきたものである。しかし、後援や共催についてはきっちりしていくべきであるので、今の機会に要綱を作成し、教育委員会に諮り、七月一日から運用している。」「との答弁がありました。また、委員から、六月定例会で後援依頼の決裁が課長補佐で止まっているとの答弁があったことについてただしたのに対し、「決裁途中で奈良県軟式野球連盟五條支部から申請書の差し替え依頼があり、差し替え前の申請書は公文書から除外したものである。」「との答弁があり、委員から、差し替え前の申請書についてただしたのに対し、「申請途上の書類で差し替えたもので本来であれば申請者に返却するが、申請者に確認すると破棄してもらいたいとのことであり破棄したものである。」「との答弁がありました。

次に、市長部局の後援依頼に対する基準についてただしたのに対し、「要綱はなく、企画政策課で事業の趣旨や団体の実績などを総合的に判断して承認している。」「との答弁があり、委員から、要綱を定めるとともに、安全面のチェック態勢をとってもらいたいとの意見がありました。

次に、今回の教育委員会の後援は申請日に承認していることについてただしたのに対し、「基本的には教育委員会に諮って承認をするが、今回は日が迫っていたため、教育委員長に承認の専決をしていただき、後日教育委員会で報告をしたものである。」「との答弁がありました。委員から、今後も後援依頼を急ぐ場合はこのようにしてもらいたいとの意見がありました。

また、今後は要綱に基づいて書類等で確認をとるのであれば申請をしてすぐには承認をしてもらえないのかただしたのに対し、「緊急を要する場合等はそのときに判断する。」「との答弁があり、委員から、内容を精査してやってもらいたいとの意見がありました。また、差し替え

前の申請書の取扱いについてただしたのに対し、「口頭で差し替え申請があり、決裁途中であったため差し替えたもので、差し替え後の申請書が公文書となるものである。」との答弁がありました。また、委員から、主催者が差し替え前の内容で後援の承認前に開催案内を出したことにについてただしたのに対し、「主催者に厳重に注意をした。」との答弁がありました。

次に、今後そういうことがあれば後援しないというような罰則が必要ではないのかただしたのに対し、「要綱の第十一条で、承認を受けていないのに名義を使うことはしてはならないとしたものである。」との答弁がありました。

次に、五條市の対応についてただしたのに対し、「市としては主催者に注意をしていないので注意をする。」との答弁がありました。

次に、市や教育委員会から後援を受けることに對するメリットについてただしたのに対し、「お金は出しておらず、また、施設利用の減免等もしていない。」との答弁がありました。

次に、五條市の要綱の制定についてただしたのに対し、「漏れ落ちのないように慎重に進めている。」との答弁がありました。

次に、要綱ができたなら委員会を開催して見せてもらいたいとの意見がありました。別の委員から今回の検査については、ろうきん杯の後援についてであるので主旨から外れているとの意見もあり、次回の委員会の開催について賛否を採った結果、賛成者が少数であったため、総務文教常任委員会に委任された五條市及び五條市教育委員会に對する後援依頼に関する事項の検査については終了することに決しました。

なお、五條市が制定する要綱については、次に開催される総務文教常任委員会で協議することといたしました。

最後に市長から、後援依頼に對する要綱等をきちつと制定し、状況を把握しながら精査してまいりたいとの話があり、私から、慣例で進めていたためこのようなことがあるので、その都度きちつと精査して後援等について判断をするようお願いしました。

以上で総務文教常任委員会に委任された、五條市及び五條市教育委員会に對する後援依頼に関する事項の検査の報告といたします。

ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に對する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、五條市及び五條市教育委員会に對する後援依頼に関する事項の検査につきましての総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（窪 佳秀） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日八日から九日まで休会とし、次回十日、午前十時に再開して、一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、明日八日の正午までに、所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。
本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時七分散会

